新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたお願い

なるべくご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使は、郵送またはインターネット等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

第98回 定時株主総会
招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

日時 2021年6月22日(火曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

場所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役賞与の支給の件

目次

・招集ご通知…… 2
・事業報告…… 6
・連結計算書類…… 20
・計算書類…… 22
・監査報告書…… 24
・株主総会参考書類…… 29

愛知時計電機株式会社

証券コード：7723

新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第98回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応及び株主の皆様へのお願いにつきまして、下記のとおりご案内いたします。

記

1．株主の皆様へのお願い

・本株主総会では、議決権行使書の郵送またはインターネット等による事前行使を推奨いたします。ご出席される場合は、株主総会開催日時点の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
・会場入口にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力ください。
・会場内では会話の自粛をお願いいたします。

2．当社の対応

・役員及びスタッフは常時マスクを着用させていただきます。
・株主控室の用意及び飲食物の提供は実施いたしません。
・株主様の体調確認を実施いたします。その結果、新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる方は、入場制限等をさせていただく場合がございます。
・株主総会所要時間は例年より短縮する予定でございます。

なお、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aichitokei.co.jp/）に掲載させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

以上

証券コード　7723
2021年6月4日

株 主 各 位

名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
愛知時計電機株式会社
取締役社長　星 加　俊 之

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただくほか、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月21日（月曜日）午後５時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月22日（火曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所(３階第５会議室)

３．目 的 事 項

報 告 事 項

１．第98期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第98期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役10名選任の件

第３号議案　取締役賞与の支給の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aichitokei.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎　次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aichitokei.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①　事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
②　事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
③　事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
④　事業報告の「会社の支配に関する基本的な考え方」
⑤　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
⑥　連結計算書類の「連結注記表」
⑦　計算書類の「株主資本等変動計算書」
⑧　計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2021年6月22日（火曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時15分行使分まで

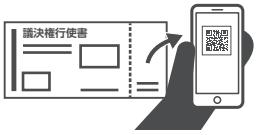

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について　**0120-652-031**（9:00～21:00）

その他のご照会　**0120-782-031**（平日9:00～17:00）

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

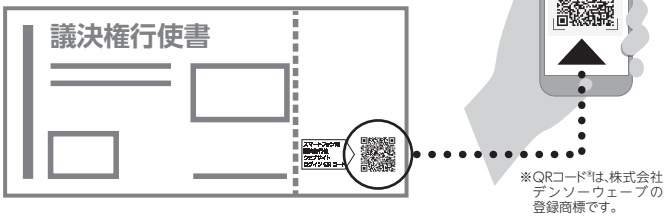

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

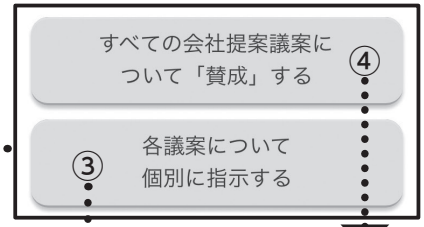

③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する

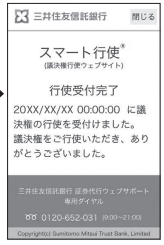

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

> 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

●パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

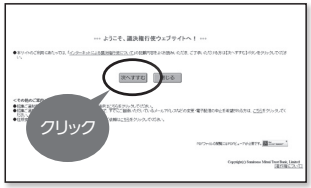



②ログインする

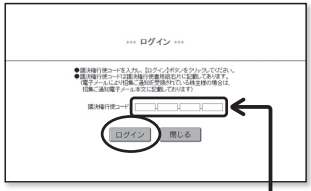

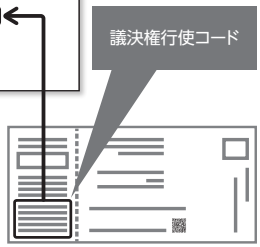

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する

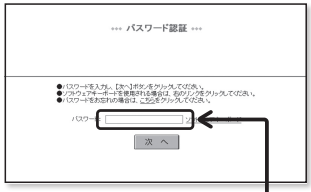

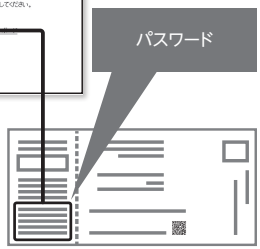

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため、企業業績の落ち込み、雇用・所得環境の悪化、個人消費の低迷など、極めて厳しい状況となりました。2020年５月の緊急事態宣言解除後、段階的な経済活動の再開や各種政策等により、景気の一部に持ち直しの動きが見られたものの、コロナ禍の収束は見えておらず、先行きは依然として不透明な状況で続いております。

当社グループを取り巻く環境は、公共投資は堅調に推移したものの、新設住宅着工数や民間設備投資は軟調な動きとなり、予断を許さない状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施し、諸活動に制約を受けながらも、「新中期経営計画2020」に基づき、「基盤事業の収益向上」に努め、収益構造の変革や成長路線への進展のため「工場市場・グローバル市場での売上拡大」などに取り組んでまいりました。

こうした背景の中で、当連結会計年度の業績は、新型感染症による影響は軽微にとどまりましたが、家庭用プロパンガスメーターの需要低下を主因に、売上高は、前期比3.9％減収の462億２千５百万円となりました。利益面につきましては、減収による影響はあったものの、販売費及び一般管理費の減少や前期に計上した棚卸資産評価減の縮小により、営業利益は前期比0.6％増益の30億２百万円、経常利益も前期比2.6％増益の32億９千８百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益の投資有価証券売却益が加わり、前期比26.9％増益の29億８千７百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

(計測器関連事業)

売上高は、前期比3.9%減の461億９千５百万円となりました。各分野別の状況は次のとおりであります。

ガス関連機器

都市ガス関連で国内外共に需要増となったことや、ＬＰガス関連でＩｏＴ製品の売上増はあったものの、家庭用プロパンガスメーターの取替需要サイクルが下降期に転じたことによる需要減の影響が大きく、ガス関連機器の売上高は前期比3.4%減の229億７千７百万円となりました。

水道関連機器

入札における価格競争が続く中、更新需要の減少に新設住宅着工数の減少も加わり、国内市場は大きく落ち込みました。海外市場は前期に落ち込んだ需要が一部回復したものの、売上高は前期比6.8%減の144億８千７百万円となりました。

民需センサー・システム

当社のコア技術を活かした電磁流量計や超音波流量計を中心とした液体・気体の各種センサーとシステムを、工場における省エネ・省資源管理や環境対策に向けて拡販を進めました。国内市場は年間を通して設備投資に慎重な姿勢が継続し需要は低迷しましたが、海外向け医療用センサーが堅調に推移し、売上高は前期比1.5%増の25億８千９百万円となりました。

計　装

大口物件の確保により受注拡大を図るべく、営業体制の充実や提案力・施工能力の強化などを従前から推し進めてまいりました。年間の売上高としては高水準を維持できましたが、前期は例年以上に工事完了期ずれ物件が多かったことから、売上高は前期比0.9%減の61億４千万円となりました。

(特機関連事業)

特　機

売上高は、前期比１千４百万円減の２千９百万円となりました。

事業部門別売上高

（単位　百万円）

		第97期（2020年３月期）	第98期（当連結会計年度）	前期比	
				増減額	増減率(%)
計測器関連事業	ガス関連機器	23,778	22,977	△ 801	△ 3.4
	水道関連機器	15,547	14,487	△ 1,060	△ 6.8
	民需センサー・システム	2,552	2,589	37	1.5
	計装	6,195	6,140	△ 54	△ 0.9
	計	48,074	46,195	△ 1,878	△ 3.9
特機関連事業	特機	44	29	△ 14	△ 33.2
合計		48,118	46,225	△ 1,893	△ 3.9

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資総額は14億２千１百万円であり、このうち主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

本社工場　　水道メーター生産設備
岡崎工場　　ガスメーター生産設備

（3）財産及び損益の状況の推移

（単位　百万円）

	第95期（2018年３月期）	第96期（2019年３月期）	第97期（2020年３月期）	第98期（当連結会計年度）
売上高	47,275	46,722	48,118	46,225
経常利益	3,867	3,803	3,215	3,298
親会社株主に帰属する当期純利益	2,788	2,829	2,354	2,987
１株当たり当期純利益	544円63銭	552円49銭	458円68銭	583円95銭
総資産	51,080	52,882	52,434	57,167
純資産	27,301	29,243	30,318	34,357

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向・事業環境につきましては、次のように考えております。

政府による各種政策や民間による感染予防対策実施等により、景気の一部に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルスの猛威は衰えを見せず、不透明な状況が続いております。

当社グループの事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症や米中貿易摩擦の影響、デジタル化の急進、世界的な脱炭素化への潮流など、お客様や社会の価値観も変化、多様化いたしました。しかしこれらの変化は、当社グループにとって、新たなシステムやサービスをお客様や社会に提供できるチャンスと捉え、新たに「中期経営計画2023」を定めました。

「中期経営計画2023」では、当社グループのミッションである「信頼・創造・奉仕の企業理念のもと、スマート社会に貢献するテクノロジーを磨き、お客様に新しい価値を創造し、提供し続けることで社会に貢献する。」の実現を目指し、３つの基本戦略に取り組んでまいります。

１つ目の「市場拡大、事業領域拡大へのチャレンジ」においては、商品のスマート化促進とデータ配信サービスの拡大、海外市場向け商品競争力の強化とパートナーとの関係強化、公共施設向けセンサー・システムの販売・施工・メンテナンス力の強化を進めてまいります。２つ目の「基盤事業分野の競争力向上と収益向上」においては、価格競争力の向上、お客様満足の向上、スマートメーターの生産対応に努めてまいります。３つ目の「経営力の強化」においては、スタッフ部門の生産性向上、全体最適のグループ経営、企業価値向上を推進してまいります。

今後も当社グループをあげて企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、また、何卒ご自愛くださいますようお願い申しあげます。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
㈱アイセイテック	460百万円	100.0%	ガス関連機器及び水道関連機器の製造
アイチ梱包運輸㈱	20	100.0	物品の荷造梱包及び運送業務
大連愛知時計科技有限公司	301	100.0	水道関連機器の製造・販売
アイチ木曽岬精工㈱	90	100.0	水道関連機器部品の製造
愛知時計電機ベトナム有限会社	1,194	100.0	ガス関連機器及び水道関連機器部品の製造

② 企業結合の成果

上記の５社を含めた当連結会計年度の連結売上高は462億２千５百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益は29億８千７百万円であります。

(6) 主要な事業内容

ガス関連機器、水道関連機器、民需センサー・システム、計装、特機の製造・販売

(7) 主要な営業所、事業所及び工場

① 当社

支店	営業所	生産拠点等
東京支店	高松営業所	本社工場（名古屋市）
大阪支店	金沢営業所	岡崎工場
名古屋支店	広島営業所	北海道工場（札幌市）
福岡支店	釧路営業所	仙台工場
札幌支店	青森営業所	九州工場（福岡市）
仙台支店	静岡営業所	
	千葉営業所	
	盛岡営業所	
	鹿児島営業所	
	大宮営業所	
	岡山営業所	

② 主要な子会社

会社名	本社所在地	事業所
㈱アイセイテック	愛媛県今治市	本社、工場
アイチ梱包運輸㈱	名古屋市熱田区	本社
大連愛知時計科技有限公司	中国・大連市	本社、工場
アイチ木曽岬精工㈱	三重県木曽岬町	本社、工場
愛知時計電機ベトナム有限会社	ベトナム・ハイフォン市	本社、工場

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,794 名	△ 21 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,227 名	4 名	43.9 歳	16.2 年

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
㈱みずほ銀行	2,250 百万円
㈱三菱UFJ銀行	1,500
三井住友信託銀行㈱	550

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　14,400,000株

② 発行済株式の総数　5,140,000株（うち自己株式14,811株）

③ 株主数　2,734名

④ 大 株 主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本生命保険㈱	385,808	7.5
御法川法男	334,000	6.5
㈱みずほ銀行	238,050	4.6
㈱三菱UFJ銀行	231,200	4.5
東邦瓦斯㈱	230,624	4.5
愛知時計電機共栄会	205,700	4.0
明治安田生命保険㈱	201,200	3.9
三井住友信託銀行㈱	178,200	3.5
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	175,000	3.4
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	169,900	3.3

（注）1．持株比率は、自己株式（14,811株）を控除して算出しております。

2．当社は、株式会社みずほ銀行の完全親会社である、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式163,500株（出資比率0.01％）を所有しております。また、普通株式102,000株（出資比率0.00％）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。

3．当社は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の完全親会社である、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの普通株式216,780株（出資比率0.00％）を所有しております。また、普通株式1,691,360株（出資比率0.01％）を、退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託しており、当該株式については、当社が議決権の指図権を留保しております。

4．2021年５月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏他共同保有者１名が2020年９月23日現在で259,800株を保有されている旨が記載されておりますが、当社として2021年３月31日時点における実質所有者数の確認が出来ないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者　　重田光時氏他共同保有者１名
保有株式等の数　259,800株
株券等保有割合　5.05％

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式　49,100株	８名

（注）当社普通株式49,100株のうち、43,400株は未行使のストック・オプションとしての新株予約権に代えて割り当てられたものです。

⑥　その他株式に関する重要な事項
当社は、2020年５月11日の当社取締役会決議に基づき、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2020年６月25日から８月11日の間、東京証券取引所における市場買付により、60,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は1.17％）の自己株式を総額263,819,000円で取得いたしました。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
神田廣一	代表取締役会長	
星加俊之	代表取締役社長・社長執行役員	
大西和光	取締役専務執行役員	
高須宏之	取締役常務執行役員技術担当	
杉野和記	取締役上席執行役員管理本部長兼総務部長	
吉田豊	取締役上席執行役員Ｒ＆Ｄ本部長	
安井博司	取締役上席執行役員営業本部長	
國島賢治	取締役上席執行役員生産本部長	
松井信行	取締役	リンナイ㈱社外取締役
服部誠一	取締役	東海プレス工業㈱代表取締役副社長
依田耕治	常勤監査役	
辻憲史	常勤監査役	
中村修	監査役	東邦瓦斯㈱常勤監査役

（注）1．2020年６月24日開催の株主総会において、國島賢治氏は、新たに取締役に選任され、依田耕治、辻憲史及び中村修の各氏は、新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2．監査役築山宗彦、監査役天田義孝及び監査役神田靖の各氏は、2020年６月24日任期満了により退任いたしました。
3．取締役のうち、松井信行及び服部誠一の両氏は、社外取締役であります。
4．監査役のうち、依田耕治及び中村修の両氏は、社外監査役であります。
5．松井信行、服部誠一、依田耕治及び中村修の各氏につきましては東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6．2021年４月1日付の組織変更に伴い、次のとおり取締役の担当に異動がありました。
取締役　常務執行役員　生産本部長　國島賢治

7．松井信行氏は、2021年４月１日をもって名古屋国際工科専門職大学の学長に就任しております。
8．服部誠一氏は、2021年２月３日開催の東海プレス工業株式会社の臨時株主総会終結の時をもって、同社の代表取締役副社長に就任しております。
9．当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は役員報酬規程に基づき基本報酬、役員賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成されております。

取締役の基本報酬は、世間水準、会社業績及び社員給与とのバランスを考慮して株主総会で決議した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

業績連動報酬である役員賞与は、企業の成長性・収益性を高めるためのインセンティブとして適切なものとするため、会社の業績に応じて取締役（社外取締役を除く。）に支給することとしております。当該業績に係る指標は、会社の収益状況を示す財務指標であることから連結経常利益を採用しており、役員賞与の算定にあたっては、当該指標の対前期比増減率を勘案し、総合的に判断しております。

譲渡制限付株式報酬は、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や、株主重視の経営姿勢を一層高めることを目的に付与しており、譲渡制限付株式報酬規程に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てられる譲渡制限付株式の株式数を算定し、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会で決議した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、決定方針の決定方法は、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年６月27日株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は２名）です。また、2020年６月24日株主総会において、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度の導入を決議しております。具体的には上記の取締役の金銭報酬の額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限株式に関する報酬等として支給す

る金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と決議しております。同時に2011年６月29日株主総会において、上記の取締役の金銭報酬の額とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額30百万円以内と決議しておりましたが、この定めを廃止し、当該ストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、対象取締役はその全部を放棄しております。加えて、当事業年度に限りストック・オプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、対象取締役に対し、放棄されるストック・オプションとしての新株予約権の目的である当社普通株式の数（43,400株）と同数の譲渡制限付株式を割り当てることとし、対象取締役に対する係る割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額270百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は８名です。

監査役の金銭報酬の額は、2011年６月29日株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の神田廣一が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とし、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、役員報酬規程及び譲渡制限付株式報酬規程の制定や、指名・報酬等諮問委員会設置等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の基本報酬と譲渡制限付株式報酬の比率、個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	266 (14)	192 (14)	57 (-)	17 (-)	11 (2)
監査役 （うち社外監査役）	46 (26)	46 (26)	-	-	6 (4)

（注）1．当事業年度末現在の人員は、取締役10名（うち社外取締役２名）、監査役３名（うち社外監査役２名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年６月24日株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役３名（うち社外監査役２名）を含んでいるためであります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の業績連動報酬の額には、第98回定時株主総会において決議予定の、当事業年度に係る取締役賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役８名に対し57百万円）が含まれております。
4．2020年６月24日の取締役会において、2020年９月18日を処分期日とする譲渡制限付株式報酬としての自己株式（当社普通株式49,100株）の処分を決議しており、処分価格の総額は213百万円であります。
5．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、対象取締役に対する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年10,000株以内であります。また、対象取締役とは、当社の取締役の地位を退任または退職等する日までの間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡等の処分を行うことができない旨の契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

氏　名	兼　職　先	当社との関係
松井信行	リンナイ株式会社 社外取締役	リンナイ株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
服部誠一	東海プレス工業株式会社 代表取締役副社長	東海プレス工業株式会社と当社とは、製品の仕入の取引があります。
中村　修	東邦瓦斯株式会社 常勤監査役	東邦瓦斯株式会社と当社とは、製品の販売、商品の仕入れ等の取引があります。

（注）松井信行氏は、2021年４月１日をもって名古屋国際工科専門職大学の学長に就任しております。なお、名古屋国際工科専門職大学と当社との間には、特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏　名	主な活動状況
松井信行	９回開催された取締役会に９回出席し、議案審議に関連して、学識者として培われた高い見識に基づき、適宜発言を行いました。
服部誠一	９回開催された取締役会に９回出席し、議案審議に関連して、海外事業会社における豊富な経営経験、また、商社で培われた幅広い見識をもとに、当社経営の全般につき、適宜質問、意見等の発言を行いました。
依田耕治	就任後に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議に関連して、経営の透明性確保と経営監視、監視機能を高めるための必要な助言・提言を行いました。また、常勤監査役として社内の重要会議への出席、主要な事業所への往査等を行い、助言・提言を行いました。さらに、財務及び会計に関する経験と見識に基づき、適宜質問、意見等の発言を行いました。
中村　修	就任後に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、取締役の業務執行の適正性の確保及び経営の透明性確保と経営監視、並びに監査機能の充実のための助言・提言を行いました。また、上場企業の監査役としての経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行いました。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要
各社外役員は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
①当事業年度に係る報酬等の額	36百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、海外の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．上記②には、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるＩＴガバナンスに関する簡易アセスメントに対する報酬等が含まれています。

（3）監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、必要な検証を行った結果、妥当と判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**35,900**	**流動負債**	**16,320**
現金及び預金	13,843	支払手形及び買掛金	3,934
受取手形及び売掛金	13,279	電子記録債務	2,647
製品	1,319	短期借入金	298
仕掛品	6,924	一年内返済予定の長期借入金	5,000
原材料及び貯蔵品	226	リース債務	112
その他	315	未払法人税等	1,106
貸倒引当金	△ 8	役員賞与引当金	57
固定資産	**21,267**	その他	3,164
有形固定資産	**8,308**	**固定負債**	**6,490**
建物及び構築物	4,612	長期借入金	433
機械装置及び運搬具	1,299	リース債務	243
土地	1,505	退職給付に係る負債	5,767
リース資産	257	資産除去債務	6
建設仮勘定	321	その他	40
その他	311	**負債合計**	**22,810**
無形固定資産	**86**	純資産の部	
リース資産	68	**株主資本**	**30,722**
その他	18	資本金	3,218
投資その他の資産	**12,871**	資本剰余金	311
投資有価証券	9,507	利益剰余金	27,257
長期貸付金	1	自己株式	△ 64
退職給付に係る資産	2,152	**その他の包括利益累計額**	**3,619**
繰延税金資産	856	その他有価証券評価差額金	3,911
その他	358	為替換算調整勘定	△ 148
貸倒引当金	△ 4	退職給付に係る調整累計額	△ 144
		新株予約権	**15**
		純資産合計	**34,357**
資産合計	**57,167**	**負債純資産合計**	**57,167**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		**46,225**
売上原価		**34,732**
売上総利益		**11,493**
販売費及び一般管理費		**8,490**
営業利益		**3,002**
営業外収益		
受取利息及び配当金	241	
その他の収益	171	413
営業外費用		
支払利息	46	
その他の費用	71	118
経常利益		**3,298**
特別利益		
投資有価証券売却益	784	784
税金等調整前当期純利益		**4,082**
法人税、住民税及び事業税	1,386	
法人税等調整額	△ 291	1,094
当期純利益		**2,987**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,987**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**34,109**	**流動負債**	**16,448**
現金及び預金	12,357	支払手形	63
受取手形	3,292	買掛金	4,215
売掛金	10,054	電子記録債務	2,651
製品	1,319	短期借入金	298
仕掛品	6,239	一年内返済予定の長期借入金	5,000
原材料及び貯蔵品	199	リース債務	112
その他	655	未払金	147
貸倒引当金	△ 8	未払費用	2,310
固定資産	**20,391**	未払法人税等	1,072
有形固定資産	**6,108**	役員賞与引当金	57
建物	3,176	預り金	25
構築物	177	その他	495
機械及び装置	932	**固定負債**	**5,828**
車両運搬具	4	長期借入金	433
工具、器具及び備品	279	リース債務	243
土地	960	退職給付引当金	5,119
リース資産	257	資産除去債務	6
建設仮勘定	321	その他	26
無形固定資産	**83**	**負債合計**	**22,277**
リース資産	68	純資産の部	
電話加入権	15	**株主資本**	**28,296**
投資その他の資産	**14,198**	資本金	3,218
投資有価証券	9,433	資本剰余金	306
関係会社株式	1,870	資本準備金	306
関係会社長期貸付金	209	利益剰余金	24,836
長期前払費用	33	利益準備金	585
前払年金費用	1,749	その他利益剰余金	24,251
繰延税金資産	724	固定資産圧縮積立金	367
その他	183	別途積立金	18,986
貸倒引当金	△ 4	繰越利益剰余金	4,898
		自己株式	△ 64
		評価・換算差額等	**3,911**
		その他有価証券評価差額金	3,911
		新株予約権	**15**
		純資産合計	**32,223**
資産合計	**54,500**	**負債純資産合計**	**54,500**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位　百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**46,205**
売上原価		**35,481**
売上総利益		**10,724**
販売費及び一般管理費		**8,267**
営業利益		**2,456**
営業外収益		
受取利息及び配当金	413	
その他の収益	188	602
営業外費用		
支払利息	46	
その他の費用	51	97
経常利益		**2,961**
特別利益		
投資有価証券売却益	784	784
税引前当期純利益		**3,745**
法人税、住民税及び事業税	1,313	
法人税等調整額	△ 292	1,020
当期純利益		**2,725**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月27日

愛知時計電機株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西 松 真 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　近 藤 巨 樹 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知時計電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月27日

愛知時計電機株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西 松 真 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　近 藤 巨 樹 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、愛知時計電機株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月28日

愛知時計電機株式会社 監査役会

常勤監査役　依田耕治　㊞

常勤監査役　辻　憲史　㊞

監査役　中村　修　㊞

（注）　常勤監査役依田耕治、監査役中村修は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第98期の期末配当につきましては、株主各位への安定的な配当の継続を重視し、また当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当として１株につき50円、特別配当として１株につき30円を加え合計80円とさせていただきたいと存じます。

なお、その配当総額は410,015,120円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月23日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　1,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　1,600,000,000円

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、あらためて取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かん　だ　こう　いち 神　田　廣　一 (1952年６月７日)	1976年４月　当社入社 2007年６月　当社執行役員ガス関連事業部長兼計測器事業本部副本部長 2009年６月　当社執行役員経営企画室長 2010年４月　当社執行役員営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2010年６月　当社取締役常務執行役員営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2010年10月　当社取締役常務執行役員Ｒ＆Ｄ本部長 2011年６月　当社常務取締役常務執行役員Ｒ＆Ｄ本部長 2013年６月　当社代表取締役社長・社長執行役員 2017年６月　当社代表取締役会長(現任)	17,600株
2	ほし　か　とし　ゆき 星　加　俊　之 (1955年11月25日)	1978年４月　当社入社 2006年４月　当社名古屋支店長 2008年６月　当社執行役員大阪支店長 2011年４月　当社執行役員営業統括本部公共ＳＳ営業本部長 2014年６月　当社上席執行役員生産統括本部副統括本部長兼ガス機器製造部長 2015年４月　当社上席執行役員生産本部副本部長兼ガス機器製造部長 2015年６月　当社取締役上席執行役員生産本部長兼ガス機器製造部長 2016年６月　当社取締役常務執行役員生産担当・生産本部長 2017年６月　当社代表取締役社長・社長執行役員(現任)	10,000株
3	おお　にし　かず　みつ 大　西　和　光 (1952年５月７日)	1975年４月　当社入社 2003年６月　当社名古屋支店長 2006年４月　当社東京支店長 2007年６月　当社執行役員東京支店長 2009年６月　当社取締役執行役員東京支店長 2010年６月　当社取締役常務執行役員東京支店長 2013年６月　当社常務取締役常務執行役員 2013年10月　当社常務取締役常務執行役員営業統括本部長 2014年６月　当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2015年４月　当社取締役常務執行役員営業担当 2017年６月　当社取締役専務執行役員(現任)	12,000株

候補者の番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	高須宏之（たかすひろゆき） (1954年7月16日)	1978年４月　当社入社 2005年４月　当社生産技術本部長 2007年６月　当社執行役員生産技術本部長 2008年４月　当社執行役員生産本部副本部長 2009年６月　当社執行役員生産統括本部副統括本部長 2010年４月　当社執行役員生産統括本部技術本部長 2011年11月　当社執行役員社長付改革推進担当 2013年６月　当社取締役常務執行役員技術担当 2014年６月　当社取締役上席執行役員技術担当 2018年４月　当社取締役常務執行役員技術担当(現任)	8,200株
5	國島賢治（くにしまけんじ） (1963年９月22日)	1986年４月　当社入社 2007年６月　当社広報秘書室長 2008年４月　当社秘書室長兼総務本部副本部長 2009年６月　当社管理統括本部総務人事本部長 2010年４月　当社営業統括本部名古屋支店長 2012年４月　当社営業統括本部東京支店副支店長 2013年６月　当社執行役員営業統括本部東京支店長 2017年６月　当社執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2019年４月　当社上席執行役員岡崎工場長兼生産本部ガス機器製造部長 2020年４月　当社上席執行役員生産本部長 2020年６月　当社取締役上席執行役員生産本部長 2021年４月　当社取締役常務執行役員生産本部長（現任）	1,500株

候補者の番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	すぎ　の　かず　き 杉　野　和　記 (1958年2月24日)	1981年４月　株式会社日本興業銀行入行 2002年４月　株式会社みずほ銀行経営企画部参事役 2002年10月　同行神戸中央支店副支店長 2006年５月　株式会社みずほフィナンシャルグループ管理部次長 2009年６月　当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長 2010年６月　当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長兼秘書室長 2011年４月　当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼営業統括本部副統括本部長兼ガス関連営業本部長 2012年５月　当社取締役常務執行役員管理統括本部副統括本部長兼総務人事本部長 2013年６月　当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼総務人事本部長 2014年４月　当社取締役常務執行役員管理本部長 2014年６月　当社取締役上席執行役員管理担当・管理本部長 2018年４月　当社取締役上席執行役員管理本部長 2019年10月　当社取締役上席執行役員管理本部長兼総務部長(現任)	8,000株
7	よし　だ　　ゆたか 吉　田　　豊 (1958年10月29日)	1987年１月　当社入社 2009年４月　当社営業統括本部営業開発本部長 2012年４月　当社Ｒ＆Ｄ本部副本部長 2013年６月　当社執行役員Ｒ＆Ｄ本部副本部長 2013年10月　当社執行役員品質保証本部長 2014年４月　当社執行役員営業統括本部国際営業本部長 2015年４月　当社執行役員営業本部国際営業部長 2017年６月　当社取締役上席執行役員Ｒ＆Ｄ本部長(現任)	2,800株

候補者の番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	安井博司 (やすいひろし) (1960年1月12日)	1985年４月　当社入社 2007年６月　当社計測器営業本部企画調整室長兼計装営業本部副本部長 2008年４月　当社営業本部営業開発部長 2010年４月　当社営業統括本部営業開発本部副本部長兼民需計装営業部長 2014年６月　当社執行役員営業統括本部産業システム営業本部長 2015年４月　当社執行役員営業本部副本部長兼産業システム営業本部長兼業務推進室長 2017年４月　当社執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長 2017年６月　当社上席執行役員営業本部副本部長兼ガス営業推進部長 2019年４月　当社上席執行役員営業本部長 2019年６月　当社取締役上席執行役員営業本部長(現任)	1,800株

候補者の番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	社外　独立役員 まつ　い　のぶ　ゆき 松　井　信　行 (1943年5月7日)	1968年３月　名古屋工業大学(現国立大学法人名古屋工業大学)大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了 1976年７月　東京工業大学(現国立大学法人東京工業大学)工学博士 1985年４月　名古屋工業大学工学部教授(電気情報工学科) 2004年１月　同大学学長 2010年４月　国立大学法人愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労働部) 2012年４月　学校法人中部大学理事長付特任教授 2015年６月　当社取締役(現任) 2021年４月　名古屋国際工科専門職大学学長（現任） （重要な兼職の状況） リンナイ株式会社　社外取締役 名古屋国際工科専門職大学　学長	- 株
10	社外　独立役員 はっ　とり　せい　いち 服　部　誠　一 (1951年4月14日)	1975年４月　岡谷鋼機株式会社入社 1997年３月　同社名古屋本店メカトロ部機能部材室長 2008年５月　同社取締役兼 Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 2011年５月　同社取締役タイ地区担当兼 Union Autoparts Manufacturing Co.,Ltd.社長 2014年５月　同社取締役名古屋本店副本店長委嘱 2015年５月　同社顧問兼東海プレス工業株式会社代表取締役社長 2016年６月　当社取締役(現任) 2021年２月　東海プレス工業株式会社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 東海プレス工業株式会社　代表取締役副社長	- 株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神田廣一、星加俊之の両氏は、代表取締役として経営を担う豊富な経験を有しており、引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待され、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
3. 大西和光、高須宏之、杉野和記、吉田　豊、安井博司、國島賢治の各氏は、各自の担当部門に関する幅広い経験、見識があり、的確かつ迅速な意思決定が期待できることから、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 松井信行及び服部誠一の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任され、また、2021年４月１日から新たに名古屋国際工科専門職大学の学長に就任され、学識者としての高い知識を有しており当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 服部誠一氏は、海外事業会社の経営に携わられた豊富な経験、また、金属、機械商社で培われた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実を期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は服部誠一氏が業務執行者である東海プレス工業株式会社との間に製品の仕入の取引があります。また、当社は同氏が過去に業務執行者であった岡谷鋼機株式会社との間に材料、商品の仕入、製品の販売等の取引があります。
7. 松井信行氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。また、服部誠一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。
8. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、松井信行、服部誠一の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、両取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
10.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

（ご参考）第２号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

各取締役候補者の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位及び担当	経営	財務・会計	営業・マーケティング	海外ビジネス	開発・品質	製造・調達	法務・ガバナンス
神田 廣一	代表取締役会長	●	●					●
星加 俊之	代表取締役社長・社長執行役員	●	●					●
大西 和光	取締役専務執行役員	●		●	●			
高須 宏之	取締役常務執行役員技術担当	●				●	●	
國島 賢治	取締役常務執行役員生産本部長	●			●		●	
杉野 和記	取締役上席執行役員管理本部長 兼総務部長		●		●			●
吉田　豊	取締役上席執行役員R&D本部長			●		●		
安井 博司	取締役上席執行役員営業本部長			●	●			
松井 信行	社外取締役	●				●	●	
服部 誠一	社外取締役	●		●	●			

※上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第３号議案　取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）８名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額57百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る基本方針を定めております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しており、各取締役に対する支給金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

日　時	2021年6月22日（火曜日）午前10時
会　場	名古屋市中区栄二丁目10番19号　名古屋商工会議所（3階 第5会議室） 電話（052）223-5620



交通のご案内	地下鉄東山線 地下鉄鶴舞線	伏見駅	5番出口	徒歩約5分	名古屋商工会議所

※駐車場はございませんので公共の交通機関をご利用ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。